

改正案	現行
<p>1 （略）</p> <p>2 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第六条第一項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請を行う場合における前項の規定の適用については、同項の表中「二千八百円」とあるのは、「二千四百円」とする。</p>	<p>1 ガス事業法（以下「法」という。）<u>第六十四条第一項第一号</u>から第四号までに掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の表のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">略</div> <p>2 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第三条第一項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請を行う場合における前項の規定の適用については、同項の表中「二千八百円」とあるのは、「二千四百円」とする。</p>